

五十五万石

近畿税理士会和歌山支部

発行

和歌山市湊通丁北1丁目1-3

TEL.426-3600 FAX.424-1474



「浜の宮海水浴場より、マリーナシティ・サンブリッジを望む」

目 次

支部長挨拶	2	水楢	5
着任のご挨拶	3	若葉を眺めて思ったこと	6
和歌山税務署新任幹部ご紹介	4	税法の隙間から見える商法・民法(2)	7
常務理事に就任して	4	新執行部紹介	10
髪と肌	5	新入会員等ご紹介	12

ごあいさつ

和歌山支部長

勝 田 晃 夫



暑さきびしい折から、会員先生方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は会務運営につき、深いご理解と暖かいご支援を賜り心より厚くお礼申し上げます。まだ就任後3ヶ月余りの新米支部長ですが、経験豊富な副支部長さんや、若さあふれる行動力のある幹事の皆さんに支えていただき、なんとか職務を全うしております。

さて、近畿税理士会指導連絡部発刊（平成11年3月5訂版）の支部運営必携を一読しますと

1. 税理士法における支部設置の義務とは

税理士法において、税理士会は原則としてひとつの税務署の管轄区域ごとに支部を設けることを義務づけられており、本会は近畿2府4県の地域内に83の支部を設けている。また税理士は登録すると同時に、事務所所在地の税理士会の会員となり（登録即入会）かつ、当該地域の支部に所属することとなる。尚、税理士会は税理士法に基づく強制加入の特殊法人であり、支部は税理士会の内部機構のひとつであるとの認識に立って運営されなければならないとある。

2. 支部の目的と権能とは

次に税理士会の目的は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び業務の改善進歩に資するため支部及び会員に対する指導・連絡及び監督に関する事務を行うこととされ、支部に属する会員の指導・連絡及び監督を行うことを目的としている。

これらの規定から、支部は本部との関係では下部機関であると同時に、その一方で支部自身ひとつの組織体として支部会員に対する指導・連絡監督を行うという独自の権能をもち、税理士法・本会会則・規則等の枠内で自主的に事業を行うことが出来ると解される。

従って支部は権利能力なき社団として法的に

位置づけられると考えられる。

等、支部運営に関し、微々細々にわたりきまこまかに基本的指針が示されており、誰が支部長及び支部役員になっても、なんら支障をきたすことなく支部運営は可能となっている。私もこの基本的指針に基づき、会務運営を行うつもりである。

今、支部役員の員数は幹事を含めて23名である。そこで、その員数を年齢別に考えると60歳以上が私を含め4名、残りの19名は50代・40代・30代の先生方である。60歳代の私はあと10年もすれば必然的に現役としての第一線を退くことになる。30代から50代の先生方は今後20年から30年以上現役として活躍され、20世紀から21世紀にむかって税理士会の重鎮として、和歌山支部を運営されると思う。ちなみに私は昭和40年に税理士登録、昭和45年7月に開業、お陰様で今年が開業30年の節目の年となりますが、この間これといった病気もせず、ここ10年程年間40回以上のゴルフを消化できる健康体である。

また、今は物的財産もないかわりに借財もない。ただ家族4人が専門士業の有資格者であるのが唯一の人的財産となっている。これもひとえに30年間の長い月日にわたり、会員先生方の暖かいご支援の賜ものと厚く感謝しております。今後2年間微力でございますが、私を育てていただいた恩返しのもりで、誠心誠意支部運営のため努力し、次世代の税理士会をになう人材育成の手助けをいたしたく考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員先生方の益々のご健勝とご事業の発展を心からお祈り申し上げごあいさつとします。

着任のご挨拶

和歌山税務署長

山本 富一



残暑の候、近畿税理士会和歌山支部の諸先生方におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

近畿税理士会和歌山支部並びに会員の皆様方には、平素から税務行政につきまして、深い御理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、和歌山税務署長を拝命し、過日着任いたしました。

和歌山税務署の勤務は、初めてでございますが、当地は古来から、多くの歌人に愛された景勝地、和歌浦をはじめ、西国第2番札所の紀三井寺など歴史と伝統に培われた人情味豊かな町並みを兼ね備えた御当地に勤務できることを大変光栄に思っております。

ご承知のとおり我国の経済情勢は、低迷状態が続き、雇用状況も依然として厳しいなかにあります。

また、税務を取り巻く環境をみますと所得税及び法人税についての恒久的な減税と住宅ローン減税や情報通信機器の即時償却制度の創設などが行われ国民の税に対する関心は、かつてない高まりを見せており、加えて経済取引の広域化・国際化のスピードはますます加速し、近い将来には、電子商取引の爆発的な展開が予想され、これらのドラスチックな変化に対応した署務運営が求められております。

私をはじめ署員一同は、これらに対応するために、新しい時代の納税者のニーズを積極的に把握して情報通信技術等を活用し、「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」という目的に向かって最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

しかしながら、この目的を達成するためには、税の専門家として豊かな経験と高い見識をお持ち

の税理士先生方の御理解、御協力なくしては、成し得るものではありません。

近畿税理士会和歌山支部におかれましては、常々、税務行政に深い御理解をもたれ、税知識の普及とともに納税道義の高揚等に積極的に取り組んでいただいていることは、誠に心強く、その御努力に対し深く敬意を表する次第であります。

今後とも、貴支部との連携を密にし、諸先生方の御意見を十分に受け賜りながら、税務行政の円滑な運営と執行に努めて参りたいと思いますので、今後、なお一層の御支援助と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会和歌山支部の益々の御発展と会員の諸先生方の御事業の益々の御繁栄、並びに御健勝を心からお祈りいたしまして、着任の挨拶といたします。



和歌山税務署新任幹部ご紹介 (敬称略)



署長 山本 富一



副署長 菊川 善久



副署長 井川 光昭

新 任	氏 名	旧 任
署長	山本 富一	局 課税第一部 所得税課長
副署長 (所得税 資産税担当)	菊川 善久	局 調査第二部 調査第 20 部門 統括官
副署長 (法人税 酒税担当)	井川 光昭	吹田 特別国税調査官 (法人税担当)
特別国税調査官 (法人税担当)	長谷川 徹	局 調査第二部 調査第 17 部門総括主査
総務課長	佐藤 元則	局 査察部 査察総括第 1 課 課長補佐
管理徴収第 2 部門統括官	石原 一明	局 課税第一部 調査第 2 部門 主査
個人課税第 1 部門統括官	駒井 哲治	港 個人課税第 1 部門 統括官
個人課税第 3 部門統括官	岩見 文章	泉大津 個人課税第 3 部門 統括官
資産課税第 1 部門統括官	上垣 直人	局 徴収部 納税管理官 主査
資産課税第 2 部門統括官	山内 勝	局 課税第一部 資産評価官 審理係長
法人課税第 3 部門統括官	井上 耕一	住吉 法人課税第 3 部門 統括官
法人課税第 7 部門統括官	寺本 祥三	東大阪 機械化調査 情報官
酒類指導官	野上 貴司	岸和田 法人課税第 3 部門 統括官

常務理事に就任して

森 下 旺 胤

神のいたずらか、辞退していた理事に立候補する羽目となり、理事でも常務理事として一期二年間を務めることとなりました。

支部長、理事と役員を歴任して、此の辺でご辞退し、一服と思っていたのに、運命か

何も役に立ちませんが皆様方の御支援、御鞭撻をお願いいたします。

今や社会情勢も、金融ビックバン等激動し、我々税理士界も、サービス貿易自由化及び規制

緩和の問題、国際交流、成年後見制度の導入、地方公共団体外部監査制度の導入等一年経つと大変な変わり様で、任期二年先の状況は、今から計り知れないものです。その早いスピードに対応するために支部と本部の連絡役として努めたいと思っております。情報の提供等、よろしく願いいたします。

最後に皆様様の御健勝を御祈念申し上げます。

髪と肌

北 一 視

人は年を経るに従って髪と肌、臓器等が老化致します。そこで、臓器等は専門の医学にお願いすることにして髪と肌を若々しく保つ方法を考えて見たいと思います。

先ず髪について

髪が抜ける原因は、先天的、後天的とさまざまの様ですが、

①フケが多くなってきた②額が広がってきた③抜け毛の先端が細いという場合は、早めに対策が必要です。

頭皮の血管を収縮させる過度のストレスや栄養のアンバランスは髪に栄養を行き渡らなくします。

そこで抜け毛を防ぐには

- (イ) こまめに洗髪する
- (ロ) 頭皮をよくマッサージする
- (ハ) ブラッシングを忘れずに
- (ニ) 養毛、育毛剤で刺激を与える

(ホ) バランスのとれた食事をする

(ヘ) ストレスをためこまない

等々からだと心をすこやかに保つことが大切です。

次に肌については

睡眠不足やストレス、タバコの吸いすぎなどは肌の大敵です。

①吹出物がよくできる②皮膚がかゆくなる③肌がよくあれる

肌を見ればその人のライフスタイルがわかるといっくらいその人の生活習慣を反映します。

健康で美しい肌を保つために

(イ) こまめに洗顔する

(ロ) ビタミンたっぷりの食生活を

(ハ) 適量のお酒、禁煙(禁煙すると頭の回転がよくなり、記憶力・発想力にもよい影響があらわれ肺がんの死亡率は禁煙4年後には半減するというデータがある様です。)

そして規則正しい生活を行って髪と肌を若々しく生き生きとした心と体を保ちましょう。

*社会保険庁、全国社会保険協会連合会、都道府県社会保険協会 編 職場の健康づくりガイドNo.18より

水 榎

宮 野 繁 一

水榎の巨木の下を通り過ぐわれも歴史の中の旅人

雨の後隣の琵琶の実色づきてシカゴに住む子の誕生日が来る

久々に里に帰りて庭の草ひきみる娘見れば愛しも

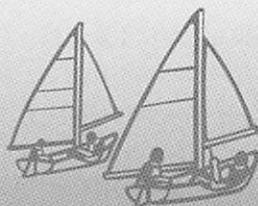
次男が購ひし漱石の復刻版とどきぬむさぼるが如読み返す三四郎

入院し憎まれ口を言はぬ娘の指の白さが気にかかりをり

朝粥の価あまりに高ければシエラトンホテルの振じ花の庭もわびし

われも他人もみなそれぞれの願ひ持ち観音像立つ果無峠を越ゆ

山深く自生の梨の小さき実が峠の上にわれを待ちをり



若葉を眺めて思ったこと

福井真八

「花のいのちは短くて苦しみのみぞ多かりき」とは林芙美子さんの有名な言葉だが、若葉も同じく萌え出ずる時は至って短期間に終わってしまう。桜花が散り果て、つつじの花が大きく蕾が膨らみ始める頃より野も山も生えている樹々が芽を出して若葉となって新緑の季節の幕開けとなる。花は大抵紅、黄、白と鮮やかなのに反して若葉は薄みどりと慎ましいがそれぞれ木によって多少色あいが薄い濃いと色分けしている。

花が終わった山や林に関心を持つ人が少ないが、夏も近付く八十八夜と茶摘みと共に野山は地味ながら芽を出した若葉新緑の化粧を始める。「目に青葉」と文句にはあるが、実際は気に留められない存在で、極めて僅かの日の経過で黄みどりに濃さを増していつの間にか濃緑化して目立たない状態に変化、梅雨の雨と共に古色蒼然となって古い葉と区分けが付かなくなってしまう。

いつも昔の新町通即ち樺通りの街路樹を注目するのだが、五月の中旬は実に萌黄色の新芽を出して美しい。広い幹線だから排気ガスを出す自動車の往来も凄い。だが都会の公害にも負けず、新緑を保持続けているが、人々は交通地獄に気をとられ、間近にある信号灯の色ばかりに目を奪われるが、若葉を綺麗と思う余裕は無いのだろう。

梅雨が終って太陽が強烈になると、葉も最盛期となり、濃緑一色。近頃は自然破壊で友達の蟬の来訪もない。樹一杯に葉を付けて太陽光線を遮っているのに、立地条件が悪いためその恩恵に感謝する人もいない。

秋が近くなると台風の洗礼を受けねばならぬ年が多い。葉を重い程付けた樹は、物凄い台風の前には弱い。思い切り風を受けて葉のとび散るのは仕方がないが、時として枝や幹が折られ最悪の際は根こそぎ倒されてその命さえ失いかねない。

実のところ、自然の林に生えた樹は根が深く浸透して、丈夫だが樺通りは昔市内電車の線路だったから植えられてからの日も大樹の割に年月が短く、根も浅いから台風の強い風に弱くいつも来襲を怖れている。

それも無事に済んで秋も終りに近付くと、樹々は紅葉と云う化粧が始まる。緑の葉は、常緑樹以外はすべて葉の色が変化する儀式を行って落葉となるのである。樹は夫々の性格や条件により様々な色あいの紅葉となる。紅葉といっても楓のように赤く鮮やかな色に染まることは先ず無い。精々黄色、橙色はよい方で、ねずみ色のように見栄えのしない儘散ってゆくのも少なくない。

年内の日数が少なくなると木枯しが吹き出す。これは落葉樹には大問題である。「吹くからに秋の草木のしおるればむべ山風をあらしと云うらむ」と古今集にもある。木の葉の総決算とでも云うべきか、樹に残っていた葉がこれに依って全部散ってしまって、その年が終る早春の頃芽を出し、萌黄色の若葉から濃緑へ、夏の最盛期を過ぎ秋の紅葉とその運命に従ってその一年間の歳時記の結末となる。木は丸坊主となり、下は落葉の山この一年サイクルにより樹の年輪が一つ増える。

植物は年輪が増える一方、人間の様にはつきり少年から若年、壮年から老年へと区別出来にくい。50年以上7、80年に達するも老木には至らぬ樹が多く、百年どころか千年以上でも見事な樹が少なくない。中には一年生草本と云った毎年更新するものもあるが、長い寿命を持つものである。そこへゆくと人間も長命になっても百年は例外である。それより、老化によりすべての機能の退化が著しく、不自由を耐えての晩年の生活を送らねばならない。

介護保険は老いて儘ならぬ人生の困窮を物語っている。歴史的英雄も晩年は不幸に終わった人が多し。物言わぬ樹木はその心情を知ること出来ぬが、日々に衰える老いた人間は植物より辛いと思うこともある。

税法の隙間から見える商法・民法(2)

小川 九十男

私達の仕事には相続は大変関わり合いのある問題であります。しかし、相続の放棄や限定承認は事の性質上、相続税の申告を要することが少ないため余り縁がありません。しかし、クライアントから折々親族等の債務処理に関連して相談を持ち掛けられることがあります。

相続の放棄

最高裁の司法統計年報によると、相続の放棄の申述の受理件数の推移は次のようになっています。

昭和24年	148,192件	昭和52年	45,974件
昭和25年	183,163件	昭和62年	46,165件
昭和30年	142,289件	平成9年	73,462件
昭和40年	110,242件		

概ね、相続の放棄をする理由は①被相続人の過大な債務の引継ぎを免がれるためと、②農業や事業を継続するために資産を1人の相続人に纏めるための二つに大別されるようであります。

昭和20年代に相続の放棄の申述件数が多いのは、昭和22年から始まった農地改革と昭和22年の民法第四編(親族)、第五編(相続)の全面的改正のため②の相続放棄が増えたものと思われ、平成9年に増えているのはバブルの後始末の影響による①の相続の放棄が増えたものと思われ。

昭和22年に改正され昭和23年1月1日から施行された新民法939条は相続の放棄について「放棄は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に応じて、これに帰属する」と規定したため、旧来の考えの残る民法の考え方と齟齬が生じ、この条文の解釈について、第一説は「配偶者は常に、他の血族相続人と共同して相続するもので、両者は別の系列に属するものと考えられ、しかも血族相続人はその相続

権の基礎となる身分に従って、同じ類型にあるものの相続分は一つのグループ(株)を構成し、一つのグループの相続分は、そのグループに属する相続人が全部が存在しないか、または全部放棄するまでは、そのグループに止まり、他のグループに流れ込むことがない」とする考えです。これに対する第二説は「放棄した者の相続分を、配偶者も含めて、他の相続人の①具体的相続分、または、②法定相続分の割合に応じて分配すべきである」とする考えであり、当初は第一説が有力でしたが、その後、第二説が強くなりました。この影響もあって、当初、農業や事業の継続のため、兄弟姉妹が相続を放棄することが多かったものと思われ。

昭和37年に改正された現在の民法939条はこれらの論議を解決するため、相続の放棄の効果について『相続の放棄をした者は、その相続に関して、初から相続人とならなかったものとみなす。』としています。また、民法915条は『相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから三箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。』としています。したがって、被相続人が債務超過の場合に、相続人である被相続人の配偶者、子供及び直系尊属の全員が相続を放棄した場合、この人達は全員相続人で無くなり、また、相続の放棄をした者は始めから相続人で無くなっていますから、相続を放棄した者の子達は代襲相続人にはなり得ないために、被相続人の資産・債務は後順位の被相続人の兄弟姉妹又はその代襲相続人が引き継がなければならないこととなります。したがって被相続人の相続人が相続を放棄するときは、予め、被相続人の他の相続人になり得る人達と相談しておくことが大切です。そうしないと、その人達に思わぬ迷惑を掛けることがあります。しかし、被相続人の相続人が相続を放棄したために、後順位の者が相続人になったときは、その者が自

己のために相続の開始があったことを知るのは前記の被相続人の相続人が相続の放棄をした日以後になりますから、その日から3か月以内に相続の放棄を家庭裁判所に申述すればよいこととなります。しかし、その者がそれを知らなかったり相続の放棄の申述をしなかったときは、被相続人の債務を引き継がなければならないことがありますから注意を要します。殊に、日頃付き合いのない伯（叔）父や伯（叔）母には気を配るのを忘れ、思わぬ迷惑を掛けることがありますから注意を要します。

相続の放棄は民法915条による相続放棄の申述をしなければ、法的に相続を放棄したことになりません。税務上も法的な相続の放棄でなければ、相続の放棄と認めません（平成10・2・19判決）。しかし、相続の放棄には、この法的な放棄の他に、遺産分割の協議で遺産を全く相続しないこととする実質的な相続の放棄（相続の辞退）があります。

この両者の違いは、実質的な相続の放棄（相続の辞退）の場合、生命保険金等の非課税限度の計算（相法12⑤）、退職手当金等の非課税限度の計算（同12⑥）、相次相続控除（同20）、立木の評価減（同26の2）及び相続税の連帯納付（同34）が適用されますが法的な相続の放棄の場合はこれらは適用されません。したがって、債務超過でない場合の相続の放棄については、これらのことの損得を考えの中に入れなければなりません。

相続人全員が法的に相続を放棄しますと、法的に相続人が存在しなくなりますから、相続のときから相続財産は法人となり、利害関係者は家庭裁判所に相続財産管理人の選任を請求し、家庭裁判所により相続財産管理人が選任され（同918条）、家庭裁判所の監督の下に資産・負債の整理をします（家事審判法9条25号・家事審判規則118条）。資産を処分して債務を弁済し、相続財産管理人の報酬を支払った後に尚、特別縁故者からの請求があれば、家庭裁判所は、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部をその者に分与し、尚、残余資産がある場合、それは

国庫に引き継ぐこととなります。

債務超過による法的な相続の放棄の場合、原則として相続税の申告を要しない場合が多いと思われま。しかし、相続税法の「みなし相続財産」である生命保険金等と退職手当金等や墓地等の祭祀財産は一般の相続財産とは別個に承継されますから、相続の放棄とは関係がなく受け取ることができます。したがって、多額の生命保険金等や退職手当金等を受け取った場合、その人は相続税の申告を要することがありますから注意を要します。

また、一度法的な相続の放棄をした者が、何らかの事由で、その後被相続人の遺産の一部を貰った場合、それは他の相続人からの贈与とみなされ、場合によっては、贈与税の課税対象となります（平成4・4・16東京地裁判）。

ときには、被相続人の死亡後3か月経過してから「相続人は相続を放棄していないから、被相続人に貸している債権を支払え」と言って来る債権者がいた場合、「相続人が故人に相続財産が全く存在しないと信じ、かつ、相続財産の調査をできない事情があり、また、相続人がそのように信じていても不思議でない場合」等の一定の前提条件を満たせば、死亡後3か月が過ぎても、例外的に相続の放棄を認めた最高裁の昭和59年4月27日の判決があります。しかし、個々の具体的なケースの場合、判断が微妙で実際の判例も分かれているようです。

限定承認

同じく司法統計年報による限定承認の申述受理（甲26）件数の推移はつぎのようになっています。

昭和24年	181件	昭和52年	261件
昭和25年	541件	昭和62年	439件
昭和30年	587件	平成9年	751件
昭和40年	353件		

昭和62年から増加しているのはサラ金からの借入やバブルの崩壊による行き詰まりが原因と

思われます。

限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度でのみ被相続人の債務・遺贈を弁済すべきことを留保してなす相続の承認（民法922条）とされています。共同相続人は全員が共同してしなければなりません（同923条）し、自分が相続人になったことを知った日から3か月以内に、財産目録を作成して家庭裁判所へ申述書を提出しなければなりません（同924条・家事審判規則第114条第1項）。相続人が1人だけの場合は、その者が財産の管理と清算に当たります。数人の共同相続人が限定承認をした場合には、家庭裁判所は職権で相続人の中から適当な者を相続財産管理人に選任し、その者が相続人全員に代わって財産の管理と清算をすることになります（同936条）。限定承認者は限定承認後5日以内（共同相続人数人が限定承認をし、その中から相続財産管理人が選任された場合は、管理人として選任された日から10日以内）に、二か月以内の一定の期間を定めて除斥公告をし（同927条）、また、判っている債権者に個別的同じ催告をしなければなりません。その期間内は弁済を拒むことができます（同928条）。その期間満了後、債権者に按分的に弁済します（同929条）。受遺者は相続債権者の後で弁済を受け（同931条）、また特別担保のない除斥された者は残余財産についてのみ権利を行使することになります（同935条）。

限定承認による相続により、資産の所有権の移転があった場合、その移転の時ににおける時価により譲渡があったものとみなして、被相続人に所得税が課税されます（所法59①一）から準確定申告が必要です。この計算において、各種の特別控除のなかに認められないものがありますから注意を要します。さらに、相続人が限定承認により相続した資産を譲渡した場合、その所得金額の計算において、その相続人がその資産を相続したときに、その時の価額に相当する金額により取得したものとみなされます（所法60②）。

限定承認は資産の範囲で債務及び遺贈を履行す

るという、条件付き財産承継であります。したがって、限定承認は債務超過の場合が多く、相続税の申告義務が生じることは稀と考えられます。

債務弁済のための財産の換価は原則として競売によることとされている（民法932条）ため代物弁済は認められません。したがって、競売により換価されるため、土地等について譲渡益について時価によるみなし譲渡所得課税（所得税法第59条）の扱いを受けることとなります。この場合の競売価格は時価として相当と思われます。この扱いにより課税される所得税等は相続税額の計算上債務控除の対象となります。

この場合の譲渡所得税や住民税については、国税徴収法第8条に「国税優先の原則」や地方税法第14条に「地方税優先の原則」があり、この二つの租税債務の優先順位は同じであるため、これらの税金は、優先債務として他の債務に優先して徴収されます。

限定承認の場合も債務超過の場合が多く、概ね相続税の申告義務が生じないと思われませんが、前項と同じく、みなし相続財産の生命保険金等や退職金手当金等を多額に受け取った場合や、資産が予想した額より高額で換価できたり、逆に債権者の債権の申し出が予想より少なかった場合、稀に相続税の申告義務が生じることがあります。

最近の商・民法改正の動き

① 先日の国会に「株式交換制度・株式移転」を折り込んだ商法の一部改正案が上程され去る8月9日に参議院本会議で可決成立しました。この法律は、今年10月から施行される見込みです。この制度は、経営の効率化や国際的な競争力の向上を目指した企業グループを形成するため、少数の株主の反対があっても、企業の再編や持株会社への移行を容易にするための制度であり、一昨年の特許法改正で持株会社が解禁され、経団連等が商法上の整備を強く要望していました。

② また、去る7月8日に法務省民事局参事官室

は「会社分割制度」法制の新設に関して「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」をとりまとめ、今後の法制審議会商法部会の審議に資するため、関係各界の意見を求めています。この改正に併せて、有限会社法についても新設分割及び吸収分割についての法制度の新設のための法整備をすとしてしています。

これに対応して大蔵省主税局でも、この会社分割と法人税法等との関係について検討中であり、平成12年度の税制改正に織り込まれる見込みのようです。

③ かねてから検討されている「倒産法制」の整備については、法制審議会の倒産法部会は、去る4月16日「新再建型倒産手続き」の要綱原案を決めています。今後要綱案をまとめ、法務省は商法改正案や新規立法案を次期国会に提出し、平成12年4月にも施行する見込みとしています。

④ 民法関係では、従来の「禁治産、準禁治産」制度に代わる「成年後見制度」を創設する民法改正案が先日閉会した国会に提案されていました。これは知的障害者や高齢者の財産処分や契約締結を本人に代わって行え、心神喪失より症

状が軽い心神耗弱の人の「保佐」制度では、不動産取引や訴訟といった重要な行為に同意したり取り消したりする権限を後見役に与えようとするものです。

しかし、組織犯罪対策三法案などをめぐる国会の混乱等から「成年後見制度」関連四法案について、7月6日に衆議院本会議で全会一致で可決、参議院へ送られたものの、8月6日に参議院法務委員会で四法案の趣旨説明が行われただけで、実質審議は一度も行われなかったために、会期末の参議院法務委員会で継続審議とし、次期国会での成立を目指すこととなりました。

高齢者社会に備える「成年後見制度」は、私達の業務に相当影響があるものと思われませんが、介護保険制度と同時に来年4月1日にスタートできるか懸念されます。

⑤ かねてから話題になっている「選択的夫婦別姓制度の導入等を含む民法改正」については、一時程の話題に上らなくなっていますが、昨年6月に衆議院の自民・自由両党の議員を除く有志の議員提案で国会に提出されましたが、今国会で審議未了で廃案になりました。

● 新執行部紹介 ●

第18回定期総会において選任された新執行部です。二年間よろしくお願い申し上げます。



支部監事 辻 勝



支部長 勝 田 晃 夫



支部監事 山 本 能 久



総務委員会
竹田・山本(哲)・九鬼



業務対策委員会
宮田(幹)・山中(盛)・岡田(将)・金岡



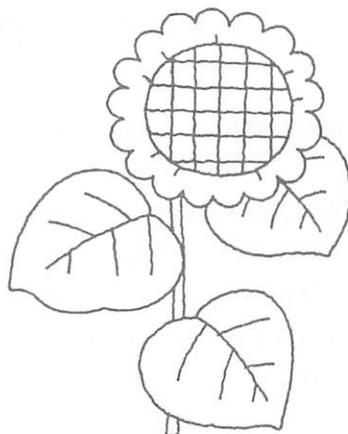
厚生委員会
森脇・額田・速水・梅本



税務指導対策委員会
松本(ひ)・石川・川口・溝上・大西(啓)



広報・綱紀監察委員会
石倉・崎山・木村(雅)・成川



新入会員等ご紹介 (敬称略)

会員数 平成11年8月20日現在229名

入会



奥野 浩一

平成11年2月22日
(事務所)
和歌山市新在家145-3

転入



上野 隆也 (堺支部より)

平成11年3月23日
(事務所)
和歌山市木枕206-1



坂本 忠進

平成11年2月22日
(事務所)
和歌山市十三番丁40
宮下雅之事務所内

退会

速水 常興 (死亡)

平成11年3月17日

谷久保 幸一 (死亡)

平成11年3月21日

—謹んでお悔やみ申し上げます—



中北 茂寛

平成11年7月28日
(事務所)
和歌山市八番丁21日正ビル3階
中北典夫事務所内

◆◆◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆◆◆

お盆休みも終わり、一休息されたことと思
います。

税務調査もそろそろ始まり、また、忙しくな
ろうかと思いますが、9月前半の「会員の健康検
診」で、体調のチェックをし、10月5日(火)
の日帰りバス旅行では、元気なお姿であいま
みえたいものです。

残暑とはいえ、暑い日が続いておりますので、
お体を大切にご活躍下さい。

広報委員 崎山、木村、石倉

